

令和5年度 随意契約一覧表(福祉部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	福祉総務室	令和5年度地域支えあいネットワーク推進業務	コミュニティソーシャルワーカー、及びボランティアコーディネーターを配置し、地域住民が互いに助け合いながら安心して暮らせる社会を実現するための地域支援ネットワークを構築する。	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (福)吹田市社会福祉協議会 会長 櫻井 和子	110,497,200円	社会福祉法第109条の規定により、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された団体であり、地域福祉推進の中心的役割を担っている、(福)吹田市社会福祉協議会の他に、地域の実情を把握し、課題に対応できる組織体制や地域とのネットワークを保持している団体が存在しないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)オに該当)
2	総合福祉会館	吹田市立総合福祉会館清掃業務	総合福祉会館、保健センター、保健会館の清掃業務委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市昭和町10-20 (一社)吹田市障がい者の働く場事業団	19,805,280円	・総合福祉会館は、福祉施設であり、率先して優先調達を実施することが求められるため。 ・契約の相手方は「吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針」3の(9)に該当する認定を受けているため。 ・平成27年度から業務を委託しているが、業務の遂行状況は良好で、障がい者の実習の場として活用されているため。 ・月曜日から土曜日の9時から22時まで開館している会館の清掃業務を、仕様書どおり業務を遂行できる障がい者団体は、吹田市内では相手方を除いては存在しないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号に該当)
3	高齢福祉室 (支援G)	吹田市地域包括支援センター(片山地域包括支援センター)委託業務	地域における高齢者及びその介護者の相談の充実のために、委託型地域包括支援センターを運営する業務	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区谷町7丁目4番15号 (福)恩賜財団 済生会支部 大阪府済生会 支部長 岡上 武	141,461,000円	執行機関の附属機関において、事業者による業務実施状況について評価を行ったところ、国や市の評価指標を満たした業務を履行できており、事業目的を踏まえた運営が適切に行われていると評価されたため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】キ(ア)に該当)
4	高齢福祉室 (支援G)	吹田市地域包括支援センター(南吹田地域包括支援センター)委託業務	地域における高齢者及びその介護者の相談の充実のために、委託型地域包括支援センターを運営する業務	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市幸町22番5号 (福)燦愛会 理事長 井上 光博	149,306,000円	執行機関の附属機関において、事業者による業務実施状況について評価を行ったところ、国や市の評価指標を満たした業務を履行できており、事業目的を踏まえた運営が適切に行われていると評価されたため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】キ(ア)に該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	高齢福祉室 (支援G)	医療機関・介護サービス事業者情報検索システム運用業務	多様な検索が可能なインターネット配信により、サービス利用者等に情報を提供するとともに吹田市から事業者等に情報発信、情報共有できる介護事業者向け情報提供サイトを運用する業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪市福島区福島7丁目20-1 ジェイエムシー(株)大阪支店 大阪支店長 仁木 海渡	6,204,000円	本システムの運営には、掲載情報について高頻度に収集し正確に更新することや、柔軟なメンテナンス対応を行う必要があり、業務の特殊性によりシステムを構築した業者に引き続き運用業務を委託する必要があるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
6	高齢福祉室 (支援G)	吹田市生活支援コーディネーター配置業務	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続できるよう、地域における生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす生活支援コーディネーターを配置する業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (福)吹田市社会福祉協議会 会長 櫻井 和子	16,314,750円	(福)吹田市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的役割を担う団体として生活支援コーディネーターが担う「地域における助け合いや生活支援サービスの提供」「地域におけるコーディネーター機能」と同等の役割を既に担っており、また、同協議会に配置されている地域の課題を把握するコミュニティソーシャルワーカーと十分に連携を図り、住民主体の支え合い活動への発展につなげることが可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)オに該当)
7	高齢福祉室 (支援G)	吹田市介護支援サポーター業務	高齢者が介護支援サポーター活動を通じて、社会参加・社会貢献を行うことにより、自身の健康増進を図り、介護予防に積極的に取り組むことができるよう支援する業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (福)吹田市社会福祉協議会 会長 櫻井 和子	3,471,765円	介護支援サポーター業務には、介護支援サポーター研修やサポーター受入れ施設との連絡調整等を行うための知識やノウハウが必要です。(福)吹田市社会福祉協議会については、日常業務としてボランティア活動の普及啓発やボランティアセンターの運営等を行うなど、ボランティア活動に対して豊富な知識や経験の蓄積があり、本事業の管理機関として最適であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)オに該当)
8	高齢福祉室 (支援G)	吹田市介護予防に係るICTを活用した出欠・機能評価等管理システム保守管理業務	住民主体の通いの場や市主催事業に参加する高齢者等の出欠及び機能評価結果データを集積・管理するシステムの保守管理業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪市福島区福島7丁目20-1 ジェイエムシー(株)大阪支店 大阪支店長 仁木 海渡	3,190,000円	本業務は、令和4年度にプロポーザル方式により契約候補者の選定を行い導入した出欠・機能評価等管理システムの保守管理を行うものであるため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
9	高齢福祉室 (生きがいG)	吹田市いきがい教室・いきがい教室発表会管理運営業務	いきがい教室及びいきがい教室発表会の管理運営	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市末広町21番5-103号 (一社)吹田市高齢クラブ連合会	4,325,200円	吹田市いきがい教室・いきがい教室発表会を管理運営するにあたり、教室の対象者と同じくおおむね60歳以上の高齢者で市内全域の各地区ごとに結成する単位高齢クラブで組織され、文化教養や社会奉仕、健康促進といった専門部会活動でのノウハウを持つ吹田市高齢クラブ連合会と契約することで、受講者のニーズを的確に反映した教室等の運営が期待されるため。 また、1年間の受講を終えた後に、各地域の高齢クラブ活動を紹介し、引き続き活動できる場等を案内することで、高齢者の生きがいを高めるという事業の目的が、より一層達成されるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)エに該当)
10	高齢福祉室 (生きがいG)	吹田市高齢者友愛訪問業務	吹田市内在住の寝たきりの高齢者又は一人暮らしの高齢者で、日常生活の状況把握など適切な助言又は連絡を必要とする75歳以上の者、75歳以上の高齢者世帯及び65歳から74歳までの寝たきりや一人暮らしで声かけや見守りが必要な者を、訪問し激励するとともに、活動を通じて訪問者自身の生きがいを高める。	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市末広町21番5-103号 (一社)吹田市高齢クラブ連合会	5,997,200円	吹田市高齢者友愛訪問業務は、平成16年度委託事業開始以来、市内全域にわたって地域に密着した独自のネットワークを持ち、実情に合わせた対象者の選定が可能で、かつ、豊富な訪問実績とノウハウを持ち対象者に信頼感や親近感を与える団体であることが必要であるため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)エに該当)
11	高齢福祉室 (生きがいG)	シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託	入居者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導・安否確認等のサービス提供及び施設維持管理	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪市中央区谷町7丁目4番15号 (福)恩賜財団 済生会支部 大阪府済生会 支部長 岡上 武	4,726,857円	生活援助員派遣事業は、生活援助員の勤務時間帯が日中であることから、安否の確認や緊急時の対応等を24時間体制で行うために、後方支援施設としてシルバーハウジングに近接している介護保険施設等から派遣することが必要です。 特別養護老人ホーム松風園を運営する左記法人は、大阪府宮吹川園シルバーハウジングに近接しており、入居者との信頼関係の下、誠実かつ適正に委託業務を実施しているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
12	高齢福祉室 (生きがいG)	シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託	入居者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導・安否確認等のサービス提供及び施設維持管理	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	兵庫県宝塚市大原野字波坂2番地7 (福)西谷会	4,726,857円	生活援助員派遣事業は、生活援助員の勤務時間帯が日中であることから、安否の確認や緊急時の対応等を24時間体制で行うために、後方支援施設としてシルバーハウジングに近接している介護保険施設等から派遣することが必要です。 憩～北千里～(地域密着型特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム)を運営する左記法人は、大阪府宮古江台シルバーハウジングに近接しており、入居者との信頼関係の下、誠実かつ適正に委託業務を実施しているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
13	高齢福祉室 (生きがいG)	シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託	入居者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導・安否確認等のサービス提供及び施設維持管理	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市岸部北4丁目9番3号 (福)寿楽福祉会	4,726,857円	生活援助員派遣事業は、生活援助員の勤務時間帯が日中であることから、安否の確認や緊急時の対応等を24時間体制で行うために、後方支援施設としてシルバーハウジングに近接している介護保険施設等から派遣することが必要です。 吹田市立岸部中グループホームを運営する左記法人は、吹田市岸部中シルバーハウジングに近接しており、入居者との信頼関係の下、誠実かつ適正に委託業務を実施しているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
14	高齢福祉室 (介護保険G)	介護保険システム標準化Fit&GAP対応業務	介護保険システムの標準化に向けてのFit&GAP対応業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪市北区堂島浜1丁目2番1号 (株)日立システムズ	9,302,480円	当該ソフトウェアの著作権を有する左記の者でなければ当該システムのFit&GAP対応業務に対応できないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】(1)カに該当)
15	高齢福祉室 (介護保険G)	保険者事務共同処理業務	保険者事務共同処理業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪府大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 大阪府国民健康保険団体連合会	単価契約 基本処理手数料 1件につき2.59円 主治医意見書料支払処理手数料 1件につき53.98円 他4項目  執行予定総額 3,198,938円	当該業務は各保険者に共通する業務を一元的に処理することにより、介護保険事業の適正かつ効率的な運営を図ることを目的に行われており、唯一、当該業者が行っているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)オに該当)
16	高齢福祉室 (介護保険G)	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の審査及び支払事務	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の審査及び支払事務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪府大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 大阪府国民健康保険団体連合会	単価契約 介護給付費審査支払手数料 1件につき 46.86円 介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料 1件につき 46.86円  執行予定総額 30,683,000円	当該業務は各保険者に共通する業務を一元的に処理することにより、介護保険事業の適正かつ効率的な運営を図ることを目的に行われており、唯一、当該業者が行っているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)オに該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
17	高齢福祉室 (介護保険G)	福祉サービスに係る診断 料助成事業	福祉施設の利用手続き に必要な診断料を助成 する業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市出口町19-2 (一社) 吹田市歯科医師会 会長 三木 秀治	単価契約 血液検査 1件につき5,610 円 心電図検査 1件につき1,650 円 他7項目  執行予定総額 7,773,000円	随意契約業者が当該業務について、専門的知識を持っており、確実に履行できる能力を有しているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託関係業務】カ、令第167条の2第1項第2号(2)ウ、に該当)
18	障がい福祉室	吹田市身体障害者訪問 入浴サービス業務	居宅において常時床に 臥している状態又はこれ に準ずる状態にあるため 入浴が困難な身体障 がい者に対し、訪問入浴 サービスを行う。	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	東京都渋谷区本町1丁目4番14 号 アースサポート(株) 代表取締役 森山 典明  大阪市東淀川区東淡路4-3-9 セントケア西日本(株) セント ケア大阪 所長 美馬 俊平	単価契約 市民税非課税世 帯に属する対象 者・市民税課税 世帯に属する対 象者で月間4回 目以降の利用時 1回につき13,650 円 他3項目  執行予定見込額 13,806,300円	コロナ禍で、市の仕様に応ずることができ、当該事業に関する 契約を締結する意思を表示した事業者が、左記事業者以外い なかったため。  (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)【物品・委 託役務関係業務】ウに該当)
19	障がい福祉室	吹田市障害者等地域活 動支援センターI型業 務	障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律に基 づき、市内障がい者に対 し、創作的活動や生産 活動の機会を提供する 地域活動支援センタ ーの機能を充実強化し、 もって、市内障がい者へ の地域生活支援の促進 を図る。	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪府大阪市東淀川区上新庄 2-1-40 2F (福)コミュニティキャンパス 理事長 牧野 篤子	15,717,141円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく障害者相談支援事業(障害者相談支援センター )を受託している法人であって、本事業実施の意思を表示した ものに対してしか委託できないため(障害者相談支援事業の 受託法人6者に確認したところ、意思表示があったのは、左記 事業者のみ)。  (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委 託役務関係業務】キに該当)
20	障がい福祉室	吹田市障害者歯科健康 診査及び口腔衛生指導 事業	市内の障がい者福祉 サービス事業所等に通 所する障がい者に対し、 歯科健康診査、口腔衛 生指導を行う。	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市出口町19-2 (一社) 吹田市歯科医師会 会長 三木 秀治	単価契約 運営に係る委 託料1件につき 5,500円 管理に係る委 託料1件につき 1,268円  6,038,000円	当該健診等は、市内全域の障がい者通所施設において、毎年 継続して行われることが必要であるとともに、個々の施設に 向うことができる人員派遣体制も必要です。このような健診 等を安定的かつ総合的に実施できる事業者が、左記事業者 以外いないため。  (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)【物品・委 託役務関係業務】ウに該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
21	障がい福祉室	吹田市障がい者福祉システム標準化対応業務	障がい者福祉システムについて標準準拠システムへの移行を行う。	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区本町2丁目5番7号 (株)アイネス 関西支社	5,329,500円	現行システムと標準仕様との比較分析など、開発元である左記事業者でないと対応できない内容が含まれているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
22	障がい福祉室	障がい者福祉システム運用保守業務	障がい者福祉システムの運用保守を行う。	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区本町2丁目5番7号 (株)アイネス 関西支社	3,960,000円	プログラム内容の修正など、開発元である左記事業者でないと対応できない内容が含まれているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
23	生活福祉室	吹田市家計改善支援事業委託業務及びひきこもり等へのアウトリーチ充実事業委託業務	・家計に課題を抱える生活困窮者に助言・指導等を行うことで相談者自身の家計管理の力を高め、自立促進を図る。 ・ひきこもり等の方への支援を強化するため、アウトリーチの充実を図る。	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市社会福祉協議会・みなと寮共同体	5,765,958円	業務内容が、生活困窮者の相談に応じて、家計改善に対する支援を行うことやひきこもり等への積極的なアプローチを行うものであり、現在委託している生活困窮者自立支援相談支援事業と一体的な業務となっていることから、受託者による役務提供が望ましいと判断したため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】カに該当)

5月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	生活福祉室	令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金給付事業業務	住民税非課税世帯支援給付金の給付に係る対象者データ業務、コールセンター業務、窓口業務、書類の審査業務、事務処理業務、その他付随する業務	令和5年5月19日から 令和5年12月28日まで (令和5年5月19日)	岡山市南区豊成2丁目7番16号 (株)両備システムズ	73,702,750円	物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図る緊急支援事業であり、真に生活に困っている方々への支援を迅速かつ確実に実施するためには、同事業に係る対象者のデータ作成業務、窓口業務、住民からの問合せ対応のためのコール対応、その他の事務処理サポート等の事務を直ちに委託する必要があるため。 令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」

## 6月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	生活福祉室	吹田市生活困窮世帯の子どもの学習支援教室運営業務(北ブロック第二教室)	高等学校進学に課題のある子どもに対し、学ぶことのできる場の提供等の学習支援を行い、高等学校進学及びその後の円滑な学生生活を実現すること。	令和5年6月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年6月1日)	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目29番7号 ドルミ御苑202号室 (株)キズキ 代表取締役 安田 祐輔	3,317,710円	今回、一教室を増設することで通所の利便性等から現在の教室から新たな教室に生徒が移ることを考慮して、支援内容を変えないこと、契約開始期の6月が迫っていること、来年3月には現行の4教室の業務委託期間が終了し、プロポーザルを行うこととなっており、今回増設する教室も含めた契約を行うこと等から、現在の受託者と契約することが望ましいと考えるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	生活福祉室	吹田市住民税非課税世帯支援給付金給付事業対象者等データ作成業務	吹田市住民税非課税世帯支援給付金給付事業に係る対象者抽出に係る住基及び税データを作成する。	令和5年6月1日から 令和5年12月28日まで  (令和5年6月1日)	大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 関西公共 第二ビジネス部 部長 山本 一之	2,970,000円	吹田市住民税非課税世帯支援給付金給付事業を行うにあたり、給付金の対象者を抽出するために住基及び税データを作成する必要がありますが、当該データの作成は住基及び税のシステムの開発・運用事業者しか実施することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】カに該当)

7月分については対象案件はありません。

## 8月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	高齢福祉室	千里山西デイサービスセンター ルームエアコン設置修繕	千里山西デイサービスセンターにおいて、既設空調が故障した部屋にルームエアコンを新設する。	令和5年8月16日から 令和5年9月30日まで  (令和5年8月16日)	吹田市江坂町2丁目11番30号 (株)グリーン空調サービス	1,843,028円	記録的猛暑となっている今夏、既設空調が故障状態では、施設運営、スタッフや利用者の健康被害に影響を及ぼすため、迅速な対応が求められる。しかし、当該施設の建築上の課題や、繁忙期のため対応できない業者が多い中、当該業者であれば迅速に空調を新設できることが判明し緊急的に実施が必要であったため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第5号【物品・委託役務関係業務】④に該当)

9月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総合福祉会館	吹田市立総合福祉会館 非常照明用蓄電池修繕 業務	使用期限を超過した既 設非常照明用蓄電池の 撤去と、新たな蓄電池の 設置	令和5年9月1日から 令和6年2月29日まで  (令和5年9月1日)	大阪市北区中之島3丁目3番23 号中之島ダイビル27F ユアサエムアンドビー(株)	3,630,000円	当該設備の保守点検で必要性が明らかになったが、保守点検 契約の範囲外である撤去及び設置を、保守点検業者に履行さ せるほうが、業務効率や費用面でも有利であるため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物 品・委託役務関係業務】(2)既に締結されている別の契約の 業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該 別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費 面で有利なものであるとき。に該当)
2	高齢福祉室	吹田市介護予防事業い きいき百歳体操フォロー 講座業務	市が保有するいきいき 百歳体操活動支援対象 グループ台帳に掲載し ているグループに対して 実施するフォロー講座業 務	令和5年9月8日から 令和8年11月30日まで  (令和5年9月8日)	大阪市中央区備後町3丁目6番 14号 (株)COSPAウエルネス	単価契約 派遣1人につき 24,200円 講座1回につき 12100円 年間経費分 令和5年度 264,000円 令和6・7年度 286,000円 令和8年度 275,000円  執行予定総額 27,162,300円	健康課題を有することの多い高齢者と接する事業であること から、事業者の専門職確保のための工夫や、健康に課題があ る高齢者への支援方法、自主グループや地域包括支援セン ター等の関係機関との信頼関係構築に対する考え方などを総 合的に判断して、市民にとってより良い事業者を選定したいと 考え、プロポーザル方式による契約候補者の選定、審査の結 果、最優秀提案事業者として決定したため、当該業者を契約 候補者とし、随意交渉をした結果、契約を締結したもの。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号 【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提 供することができないとき。に該当)



## 10月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総合福祉会館	吹田市立総合福祉会館生活介護施設運営業務	障害者総合支援法に規定する生活介護事業を運営する業務	令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで (令和5年10月1日)	守口市本町1丁目6番13号守口駅前ビル (株)オールケアライフ	192,384,000円	医療的ケアを必要とし、日常生活において常時介護を必要とする障がい者に対して、創作的活動、機能訓練、入浴、給食等のサービスを提供するにあたっては利用者やそのご家族のQOL等の向上が重要であり、市が提示する条件の下で事業内容やサービスについて、事業者の創意工夫が十分に発揮されることが必要なことから、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定し、審査の結果、最優秀提案事業者として決定した当該事業者と締結する契約のため。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき。に該当)
2	高齢福祉室	吹田市シルバーワークプラザ警備業務	吹田市シルバーワークプラザにおける警備を行う業務	令和5年10月1日から 令和6年4月30日まで (令和5年10月1日)	大阪府大阪市浪速区桜川1丁目7番18号 東洋テック(株)	585,200円	令和3年5月1日から3年間で長期継続契約を締結していた受託者から令和5年9月1日付で契約解除の申出があった。10月から新たな業者と契約するため、見積合わせを行ったが、令和5年9月22日に全事業者辞退で不調になった。施設の防犯対策を確保するには、現・警備業務の終了から切れ目なく警備業務を行うことが重要であり、警備センサーの取替等を考慮すると直ちに発注しなければ施設の管理上著しい支障が見込まれるため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第5号【物品・委託役務関係業務】④に該当)

## 11月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総合福祉会館	吹田市立総合福祉会館警備業務	吹田市立総合福祉会館の警備を行う業務	令和5年11月1日から 令和8年10月31日まで (令和5年11月1日)	大阪市中央区島町1丁目1番3号 近畿ビルサービス(株)大阪支店	40,273,200円	競争入札に付し入札者がいないため、又は再度の入札に付し落札者がいないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第8号に該当)

12月分については対象案件はありません。

1月分については対象案件はありません。

## 2月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	高齢福祉室 (介護保険)	介護保険システム法改正(令和6年4月施行分)対応業務(保険料・給付分)	介護保険システム法改正(令和6年4月施行分)のうち、保険料・給付分の対応業務	令和6年2月16日から 令和6年3月31日まで (令和6年2月16日)	大阪市北区堂島浜1丁目2番1号 (株)日立システムズ関西支社	15,246,000円	当該ソフトウェアの著作権を有する左記の者でなければ当該システムの法改正対応業務に対応できないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】(1)カに該当)